

大阪観光大学観光学部 履修・成績評価規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第22条、第25条、第31条、第32条、第33条及び第34条に基づき、観光学部の授業科目、授業科目の配当年次・期間、履修登録、成績評価、卒業等に関する事項を定める。

(授業科目)

第2条 導入科目、基礎科目、広域科目、コミュニケーション科目、展開科目の単位数、配当年次・期間、卒業単位数は、本規程に掲げる別表1、1-2、1-3に定めるとおりとする。

2 前項の定めは、2019年度以降入学生には適用しない。

3 2019年度以降入学生の授業科目は学則第22条に定める別表1のとおりとする。

(展開科目)

第3条 展開科目には、演習科目、共通科目、特別科目を含む。

2 前項の定めは、2019年度以降入学生には適用しない。

(コース履修)

第4条 展開科目を観光経営、国際観光、観光文化の3つのコース科目群に分け、それぞれのコース科目群の中から、コース必修科目として20単位以上を履修するものとする。また共通科目より10単位以上を履修するものとする。

2 各コース科目群の単位数、配当年次、期間、卒業単位数は、本規程に掲げる別表2、2-2、2-3、2-4に定めるとおりとする。

3 コースの選択は、第2年次から行う。

4 前3項の定めは、2019年度以降入学生には適用しない。

(卒業要件)

第5条 卒業の資格を得るには、原則として、本学に4年以上在学し、本規程に掲げる別表1、1-2、1-3により、所定の単位(124単位以上)を修得しなければならない。

2 2019年度以降入学生が、卒業の資格を得るには、原則として、本学に4年以上在学し、学則第22条に定める別表1により、所定の単位(124単位以上)を修得しなければならない。

(履修登録)

第6条 学生は、学内外からのWEB入力により、所定の期日までに履修登録を完了しなければならない。

2 所定の期日経過後の科目変更・追加・取消は認めない。

(登録単位数の制限)

第7条 各年次に登録できる単位数は、46単位までとし、半期の上限は24単位までとする。但し、次の各号の場合は、さらに若干の単位数の履修登録を認めることができる。

(1) 当該学期中に履修するその他の科目の学修の妨げとならず、かつ、教育上有益と認められる場合。

(2) 集中講義等、通常の授業と異なる時期もしくは時間に設置される科目で、当該学期中に履修するその他の科目の学修の妨げとならず、かつ、教育上有益と認められる場合。

2 教務委員会は、学生の履修登録申請単位数が前項本文の制限を超えている場合は、前項本文但書に該当するか否かを審議する。

3 学長は、第2項の審議に基づき、当該履修登録について定める。

(履修科目の成績評価)

第8条 履修科目の成績評価は、定期試験、中間試験、レポート、口述テスト等の方法により行うが、平素の学習意欲・態度等も考慮する。

2 成績評価は、S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、D (59点以下) の記号をもって表し、C以上を合格とする。

3 GPA制度については、別に定める。

(出席日数)

第9条 授業科目の単位の修得には、授業時数の3分の2以上の出席が必要とされる。

(博物館学芸員の資格)

第10条 本学学生で、本規程に掲げる授業科目の単位の修得した者は、博物館学芸員の資格を有するものと認め、所定の手続きにより、単位修得証明書を発行する。

(レクリエーション・インストラクターの資格)

第11条 (削除)

(初級障害者スポーツ指導員の資格)

第12条 (削除)

(観光ビジネス実務士の資格)

第13条 本学学生で、別に定める授業科目の単位の修得し、所定の手続きを行った者については、一般財団法人全国大学実務教育協会に資格取得の申請をする。

(教職課程)

第14条 本学学生で、卒業資格を有し、かつ別表4に定める授業科目の単位の修得し、所定の実習を修了した者については、大阪府教育委員会に教育職員免許状の申請をすることができる。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教務委員会の審議に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。